



社労士事務所プランツ  
〒105-0011 東京都港区芝公園 2-3-8  
第2モリモトビル3F  
TEL 03-6452-8998 FAX 03-6452-8990

### 最低賃金が引き上げられました

「当社では従業員に支払っている給与が最低賃金を下回っているはずがない！」そう思っていますか？

東京都の最低賃金は去年から900円を超え(907円)、今年の10月1日からは932円になりました。

最低賃金は年齢・性別・仕事内容等にかかわらず、原則としてすべての労働者に適用され、支払った給与額が最低賃金を下回っていた場合には差額分の支払い義務があることはもちろん、違反した場合には罰則もあります(50万円以下の罰金)。

#### ★地域別最低賃金と産業別最低賃金

地域別最低賃金とは、勤務する地域で適用される最低賃金で、各都道府県で金額が決まります。産業別最低賃金とは、都道府県毎に設定される特定の産業について適用される最低賃金です。

地域別最低賃金と産業別最低賃金はいずれか高い方が優先になります。

#### <最低賃金(一部)>

	地域別最低賃金	産業別最低賃金(一部のみ)
東京都	932円 H28.10.1~	各種商品小売業 792円 鉄鋼業 871円 など
神奈川県	930円 H28.10.1~	自動車小売業 842円 鉄鋼業 874円 など
埼玉県	845円 H28.10.1~	非鉄金属製造業 869円 各種商品小売業 834円 など
千葉県	842円 H28.10.1~	調味料製造業 各種商品小売業 832円 鉄鋼業 893円 など

#### 落とし穴①：理由にかかわらず最低賃金以下はNG

意外と目にすることが多いのが、高齢者や障害者、高校生アルバイト等に最低賃金以下の時給を設定していたということです。軽作業であることも理由にはならず、最低賃金以下で労働させることはできません。(労働基準監督署の許可を受ける場合を除く)

#### 落とし穴②：産業別最低賃金を下回っていた

地域別最低賃金は毎年10月頃、産業別最低賃金は12月頃に改定されることが多いです。10月に地域別最低賃金の変更により時給をアップしたものの、12月の産業別最低賃金をチェックしなかったため、最低賃金を下回っていたなんてことがあります。

特に千葉県や埼玉県では各種商品小売業といった雇用労働者数が多い産業が地域別最低賃金を上回ることがあるので注意が必要です。

#### 落とし穴③：月給者なのに最低賃金を下回っていた

時給者よりも月給者の方が給与の月額支給総額が多いにもかかわらず、確認してみたら月給者が最低賃金を下回っていたなんてこともあります。

月給制の場合、基本給に毎月支払う諸手当(家族手当、皆勤手当、通勤手当、割増賃金や臨時に支払う特別手当等は除外)を加えた月給額から1時間あたりの金額を算出して、最低賃金と比較します。

ここで注意が必要なのが、毎月支払う諸手当として定額残業代等(固定で毎月支給する休日労働や深夜労働の割増賃金等を含む)は含まないで単価計算をしなければならぬということです。

定額残業代を除いて計算したら、最低賃金を下回っていたなんてことがないように注意しましょう。



## 労務管理 Q&A

### <人事異動の拒否は認められる？>

Q. 経理業務の募集をして採用した正社員を採用から1年後に能力不足のため営業部への異動を命じましたが、もともと経理部の募集で採用されたことを理由に異動を拒否しています。異動命令は認められますか？

A. 一般的には会社の幅広い人事権が認められており、正当な理由がない異動の拒否は、業務命令違反と判断される可能性が高い。

#### <解説>

一般的に終身雇用を前提とした正社員の場合は、会社の幅広い人事権が認められています。つまり、募集時の職種等にかかわらず、正社員として採用されたからには、会社が必要だと判断した人事異動には従わなければなりません。

このようなトラブルにならないように、就業規則に会社の異動命令に従うことを義務付ける規定を設けるのが一般的です。ただし、次のような事情があると認められる場合には、異動命令そのものが無効となる場合があります。

#### ① 特定の職務等に従事することが雇用の条件になっていた場合

今回のケースでも、経理部でのみ業務に従事することが雇用契約のひとつになっていた場合には、異動命令の拒否が認められる可能性があります。

#### ② 権利の濫用だと認められる場合

退職に追い込むためにわざと慣れない仕事に就かせる等、嫌がらせを目的とした人事異動は権利の濫用として無効となります。

#### ③ 育児や介護等、やむを得ない事情がある場合

他に育児や介護に従事できる者がいない従業員が海外赴任を命じられるなど、異動命令に従うことによる不利益があまりに大きい場合も異動命令拒否が認められる場合があります。



## ちょっと相談いいですか？ <ハローワークでの求人募集>

ハローワークでの求人募集を検討しています。応募者が増えるコツ等がありますか？

ハローワークでの求人件数は常時100万件近くあり、すべての求人が同じ書式で掲載されるため、応募が少ない求人には特徴があります。

できるだけ多く応募があるように次の点を工夫するとよいと思います。

#### ① 働く姿をイメージしやすいように工夫する

仕事の内容は箇条書きで細かく記載した方が働く姿がイメージしやすく、応募件数が伸びる傾向にあります。また、現在は職場の写真等の掲載が可能です。他にはないアピールになるので積極的に活用するとよいでしょう。

#### ② 募集のハードルは低めに設定する

豊富な経験年数や資格等の有無をあまりに求めすぎると応募が極端に少なくなります。募集段階ではハードルを下げて応募しやすくし、書類選考や面接で判断した方がよいでしょう。

#### ③ ハローワークで応募が少ない求人把握する

専門職や資格や免許を持つ求職者、契約社員やパートでの採用を希望する求職者は少ないです。早く採用したい場合、とにかく応募件数を増やしたいという場合は、他の求人媒体も同時に利用するとよいでしょう。

#### <今月の一言コメント>

事務所内では、ほぼ座りっぱなしだったので、最近はパソコンを棚の上に置いて、立って仕事をしています。少し肩こりが軽くなった気がしています。足は少し疲れますが。。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6452-8998

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com